四　［略］
五　［略］
六　［略］
七　［略］

（型式指定の申請）

第百七条　［1・2　略］

3　第一項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書を添付しなければならない。

4　［略］

（型式指定の変更の承認）

第百八条　［略］

2　前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書を添付しなければならない。

3　第一項の承認は、当該承認に係る型式設計特定機器の型式が、その型式指定を受けた型式設計特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。

4　［略］

（型式指定に係る変更の届出等）

第百九条　［1・2　略］

3　原子力規制委員会は、前項の届出があったときは、その型式指定を取り消すことができる。この場合において、取消しの日までに製作等が行われた型式設計特定機器については、取消しの効力は及ばないものとする。

4　［略］

（品質保証の実施の記録の保存）

第百十一条　指定製造者等は、当該型式設計特定機器が型式指定を受けた型式としての設計の内容を有するようにしなければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定機器が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質保証の実施の記録を五年間保存しなければならない。

（型式指定の番号等の告示）

第百十二条　原子力規制委員会は、型式指定又は型式指定の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

一　型式指定の番号

［二～四　略］

五　指定製造者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

六　［略］

［2・3　略］

三　［同上］
四　［同上］
五　［同上］
六　［同上］

（型式指定の申請）

第百七条　［1・2　同上］

3　第一項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて、書類及び当該申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書を添付しなければならない。

4　［同上］

（型式指定の変更の承認）

第百八条　［同上］

2　前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類及び当該申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書を添付しなければならない。

3　第一項の承認は、当該承認に係る型式設計特定機器の型式が、その指定を受けた型式設計特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。

4　［同上］

（型式指定に係る変更の届出等）

第百九条　［1・2　同上］

3　原子力規制委員会は、前項の届出があったときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、取消しの日までに製作等が行われた型式設計特定機器については、取消しの効力は及ばないものとする。

4　［同上］

（品質保証の実施の記録の保存）

第百十一条　指定製造者等は、当該型式設計特定機器が指定を受けた型式としての設計の内容を有するようにしなければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定機器が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質保証の実施の記録を五年間保存しなければならない。

（指定番号等の告示）

第百十二条　原子力規制委員会は、指定又は指定の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

一　指定の番号

［二～四　同上］

五　製造者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

六　［同上］

［2・3　同上］